



# 鳥取県公報

平成 30 年 8 月 17 日 (金)  
第 9 0 2 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (499・500) (企業支援課) . . . . . 2
- ◇ 調達公告 落札者の決定 (物品契約課) . . . . . 3
- 随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第499号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
今井書店錦町店 米子市錦町三丁目90
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳 島根県松江市殿町63
- 3 変更する事項  
施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時  
変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時30分から午前0時30分まで  
変更後 午前8時30分から午前0時30分まで
- 4 変更年月日  
平成30年7月28日
- 5 届出年月日  
平成30年7月27日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成30年8月17日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
本の学校 今井ブックセンター 米子市新開二丁目3-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳 島根県松江市殿町63
- 3 変更する事項  
施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	株式会社今井書店		開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ファーストリテイリング	平日	開店時刻	午前11時	閉店時刻	午後8時
		土日祝	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後8時
変更後	株式会社今井書店		開店時刻	午前9時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ファーストリテイリング		開店時刻	午前9時	閉店時刻	午後10時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後10時まで

変更後 午前8時30分から午後10時まで

## 4 変更年月日

平成30年7月28日

## 5 届出年月日

平成30年7月27日

## 6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

## 7 縦覧に供する期間

平成30年8月17日から4月間

## 8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

## 9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	路面清掃車（ブラシ式）	交換購入	1台
2 契約方式	一般競争入札		
3 落札日	平成30年6月29日		
4 落札者の名称及び所在地	三協建機株式会社 鳥取市南栄町9		
5 落札金額	33,048,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
6 入札公告日	平成30年5月18日		
7 落札方式	最低価格落札方式		
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220		

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	ノーツサーバ賃貸借及び保守業務	一式
2 契約方式	随意契約	

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年 7 月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 月額772,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課  
鳥取市東町一丁目271